

処理手数料の経緯・料金設定について

1 処理手数料の経緯

(1) 平成 18 年度 政令市移行後のごみ減量施策のあり方について

新ごみ減量制度を開始するにあたり、合併市町村ごとに異なっていたごみ分別制度とともに、各処理施設への搬入手数料についても統一することとした。手数料額については合併市町村の手数料水準を踏まえ、新潟広域地区の焼却及び埋立処理原価相当額とした。

【平成 19 年 2 月 16 日 清掃審議会 答申書 (抜粋)】

持ち込み手数料は、新潟広域地区の焼却・埋立処理原価相当額で設定する。また、家庭系ごみの持ち込み手数料は、事業系の半額程度とし、下表のとおりとする。なお、手数料は 3 年を基本として見直しを行う。

直接搬入ごみ	
事業系	家庭系
130円/10kg	60円/10kg

(2) 平成 22 年度見直し

新潟広域に加え、合併地区も加えた直近のごみ処理原価（平成 21 年度決算ベース）を踏まえ、清掃審議会に手数料額を据え置きとする諮問を行い、これを妥当とする答申を受けた。

平成 18 年度 答申書	平成 22 年度見直し
新潟広域地区の焼却・埋立	全市の焼却・埋立

2 ごみ処理原価の考え方と直近のごみ処理原価

(1) 料金設定の算式

$$\boxed{\text{料金}} = \frac{\text{ごみ処理経費}}{\text{ごみ量}} = \frac{\text{人件費} + \text{物件費} + \text{償還利子} + \text{減価償却費} - \text{控除}}{\text{焼却は処理能力} \cdot \text{埋立は実処理量}}$$

(2) 直近のごみ処理原価

資料 8 - 2 のとおり

◎補足／全市の焼却・埋立

焼却：新田 C・亀田 C・

新津 C C・鏡潟 C C・

豊栄環境 C

埋立：新赤塚・新太夫浜・亀田・

福井・江楓園